

一般社団法人 神奈川狩獵協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は一般社団法人神奈川狩獵協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神奈川県高座郡寒川町に置く。

2 本会は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、狩獵免許取得者に、狩獵技術の習得及び狩獵技能向上をはかるとともに、
捕獲狩獵鳥獣の有効活用を普及させることを目的とし、次の事業を行なう。

- (1) 狩獵免許を取得しようとする受験者へ、実際の狩獵（以下実獵）を行なうための社会環境の啓蒙を図る。
- (2) 狩獵免許取得者に、実獵技術習得及び狩獵技能向上を目的とした継続的な狩獵実獵体験を行う。
- (3) 実獵体験者に狩獵技能ランク認定を行なう。
- (4) 地域の有害狩獵鳥獣駆除活動並びに管理捕獲への協力を行なう。
- (5) 捕獲狩獵鳥獣を有効活用するための、捕獲狩獵鳥獣の解体方法及び解体施設設計の研究及び普及を図る。
- (6) 狩獵鳥獣の捕獲を目的とした生態調査並びに学術調査の協力を行なう。
- (7) その他本会の目的を達成するための必要な事業。

(公 告)

第4条 本会の公告は、電子公告により行なう。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員は、狩獵活動を行おうとする者であつて本会の目的に賛同して、入会した者。
- (2) 一般会員は、本会が行なう実獵技術習得及び狩獵技術向上の実獵体験に参加するために入会した者並びに駆除活動に関連した活動を行う者。
- (3) 賛助会員は、本会の事業を援助するために入会した者。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、会長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の理由によって退会する。

- (1) 会員としての資格喪失
- (2) 総正会員の同意
- (3) 死亡または解散
- (4) 除名

2 会員は、前項の規程によるほか、14日前までに会長に申し出て、任意に本会を退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本定款に違反し、または本会の名誉を毀損したときは、社員総会の議決によって、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会で弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が6か月以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種類)

第12条 本会は次の役員を置く。

理事 3人以上

- 2 理事のうち代表理事1人を定め、会長とする。
- 3 理事のうちから、常務理事を若干名定めることができる。

(選任)

第13条 理事は、正会員のうちから、社員総会において選任する。

- 2 会長、常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある

者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 常務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき若しくは会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

(任期)

第 15 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了の場合に於いても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 16 条 役員が、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。

(報酬等)

第 17 条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲において、社員総会の決議をもって定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 4 章 社員総会

(総会の種別・構成)

第 18 条 本会の総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎年 1 回、

毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

- 2 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 3 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の招集)

第 19 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による、議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、その総会日の 1 週間前までに、その会議の日時、場所及び目的たる事項を記載して書面で通知しなければならない。

(総会の議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の議決事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算書の承認
- (2) 貸借対照表、財産増減計算書並び付属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 会費
- (7) 解散
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項。

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(総会の定数及び決議)

第 21 条 社員総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 3 前項の決議にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 にあたる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 解散
- (3) その他法令で定められた事項

(代 理)

第 22 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規程の適用については、出席した正会員とみなす。

(決議及び報告の省略)

第 23 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(総会の議長)

第 24 条 社員総会の議長は、社員総会において出席した正会員の構成員のうちから選任する。

(総会の議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第 5 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第 26 条 本会は、社員総会の定める基金取扱い規則に基づき、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、社員総会の定める基金取扱い規則に基づき、定時社員総会における決議に従って行なう。

第 6 章 資産および会計

(資 産)

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費及び寄付金
- (3) 交付金及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の雑収入

(会 費)

(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(会計年度・事業年度)

第 31 条 本会の会計年度・事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 32 条 本会の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 前項の書類については、5 年間据置き、社員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 33 条 当会は、剩余金の分配は行なわない。

(残余財産)

第 34 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、定時社員総会の決議を経て、
公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第
66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 36 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(特別の利益の禁止)

第 37 条 本会は、本会の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に
対し、特別の利益を与えることができない。

2 本会は、株式会社その他の営利事業を営む者または特定の個人若しくは団体の利益
を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。た
だし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行なう公益目的事業のた
めに寄附その他特別の利益を与える場合を除く。